○文部科学省令第九号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　施設等機関」を「第二節　施設等機関
第一款　国立教育政策研究所（第七十八条）
第二款　科学技術政策研究所（第七十九条）
第三節　地方支分部局（第八十条）」に改める。

第八条第十項中「、地震調査研究推進本部及び水戸原子力事務所」を「及び地震調査研究推進本部」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「国際協力政策室及び企画調整室」を「国際協力企画室」に改め、同条第二項中「国際協力政策室」を「国際協力企画室」に改め、同項中第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　外国人に対する教育の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第十条第三項中「国際協力政策室」を「国際協力企画室」に改め、同条第八項及び第九項を削る。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「校務改善専門官」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第三十三条の見出し及び同条第一項中「及び学力調査企画官」を「、学力調査企画官及び校務改善専門官」に改め、同条に次の一項を加える。

4　校務改善専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校務の改善に関する専門的事項についての指導及び助言に関するもの（初等中等教育企画課の所掌に属するものを除く。）を助ける。

第五十条　削除

第五十九条第六項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

第六十八条の見出し中「原子力国際協力室」の下に「並びに原子力連絡対策官」を加え、同条第一項中「原子力国際協力室」の下に「並びに原子力連絡対策官一人」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　立地地域対策室は、文部科学省の所掌事務に係る研究開発施設の設置及び運転の円滑化に関する事務のうち原子力に係るものに関する事務をつかさどる。

第六十八条第六項中「（科学技術・学術政策局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の一項を加える。

11　原子力連絡対策官は、命を受けて、原子力に関する科学技術に関する特定事項についての連絡調整に当たる。

第七十七条の見出しを「国際戦略企画官及びユネスコ協力官」に改め、同条第一項中「ユネスコ協力官」を「国際戦略企画官及びユネスコ協力官それぞれ」に改め、同条第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国際戦略企画官は、命を受けて、国際統括官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

第三節の節名を削る。

第八十条を次のように改める。

第八十条　削除

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、九一九人」を「一、八六一人」に改め、同表合計の項中「二、一五五人」を「二、〇九七人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十一号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十九条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣　下村　博文

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「次項」の下に「及び第四項」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「）の受給権者」の下に「、法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の三第一項の規定により同項に規定する繰上げ調整額（以下「繰上げ調整額」という。）が加算された法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる加入者期間が四十四年以上であるもの又は当該繰上げ調整額の全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権者」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　事業団は、第一項の規定により受給権者等に係る本人確認情報の提供を受けるために必要と認める場合は、当該受給権者又は当該加給年金額の対象者がある受給権者に対し、当該受給権者等に係る住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コードの報告を求めることができる。

第二十四条第一項第八号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項中第十三号を第十五号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九　法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の二第一項の規定により退職共済年金の支給の繰上げの請求（法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までに請求するものに限る。）をする場合は、その旨

十　法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の三第一項の規定に該当するとき（その者の加入者期間が四十四年以上であるときを除く。）は、第三十条の二第一項第三号及び第四号に掲げる事項